

町 民 税
県 民 税
森林環境税

特 別 徴 収 の し お り

指定番号は別添納入書に記入してあります

お問い合わせの際は指定番号を伝えてください

市区町村コード：124095

芝 山 町 役 場

町 民 税 務 課

〒289-1692 千葉県山武郡芝山町小池 992 番地

TEL 0479 (77) 3 9 1 5 ・ 3 9 1 6

FAX 0479 (77) 0 8 7 1

町民税・県民税の特別徴収についてのお願い

町民税・県民税の特別徴収につきましては、平素より格別のご協力をいただき誠にありがとうございます。

特別徴収による税金は、町の大きな財源となっております。本年度について貴事業所を町民税・県民税の特別徴収義務者として指定し、その取り扱いをお願いすることになりました。

事務を円滑に進めていただくため「しおり」を作成しましたので、次の事項にご留意のうえ、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

◎納税義務のある方

1月1日現在において、芝山町内に住所を有する個人で前年中に所得があり、当該年度の初日（4月1日現在）において給与の支払を受けている方です。

◎特別徴収義務者の指定

個人の町民税・県民税を特別徴収の方法によって徴収する場合は、4月1日現在において納税義務者に給与の支払をする方で、所得税の源泉徴収義務者である方を、地方税法及び町税条例に基づき、特別徴収義務者として指定します。

◎特別徴収税額の通知について

町民税・県民税を特別徴収の方法で徴収する場合は、特別徴収義務者を經由して5月31日までに各納税義務者に通知することになっておりますので、同封の通知書は速やかに納税義務者本人にお渡してください。

◎納入期限

給与分－6月から翌年5月までの給与の支払をする際毎月徴収し、翌月の10日（土曜日・日曜日または祝日のときは翌日または翌々日の金融機関営業日）までに納入してください。

退職分－退職手当等の支払をする際徴収し、徴収した月の翌月10日（土曜日・日曜日または祝日のときは翌日または翌々日の金融機関営業日）までに納入してください。

※納期限が過ぎますと延滞金が加算されます。
(裏面につづく)

◎納税者が異動された場合

退職、休職等が生じたとき—特別徴収に係る給与所得者異動届出書に該当事項を記載して、**異動のあった翌月の 10 日まで**に提出してください。

※翌年の 1 月 1 日から 4 月 30 日までの間に退職又は休職する方に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

転勤等が生じたとき——特別徴収に係る給与所得者異動届出書の上欄は転勤前の事業所等で記載し、転勤後の事業所に送付してください。転勤後の事業所等は、受領した給与所得者異動届出書に必要事項を記載のうえ、当町に提出してください。

※異動届出書の提出がありませんと納付の確認ができなくなり、ご迷惑をおかけすることになりますので、異動が生じた場合は必ず異動届出書を提出してください。

◎納入場所

特別徴収税額を納入されるときは、ゆうちょ銀行・郵便局及び次の金融機関の各本支店で取り扱っておりますので、ご利用ください。

芝山町指定金融機関等

千葉銀行

山武郡市農業協同組合・千葉信用金庫・京葉銀行・千葉興業銀行・銚子信用金庫・中央労働金庫

芝山町役場出納室

※東京都、山梨県及び関東各県以外のゆうちょ銀行・郵便局をご利用される場合は、1 回目のお振り込みの際に綴り込みのゆうちょ銀行・郵便局あて指定通知書をご持参のうえ納入してください。

◎「地方税共通納税システム」を利用した納付について

地方税共通納税システムとは、自宅や職場のパソコンから、すべての地方公共団体へ電子納付することができる仕組みです。複数の地方公共団体へ一括した電子納税が可能であるため、効率的に納税手続きを進めることができます。

詳細は eLTAX のホームページをご覧ください。

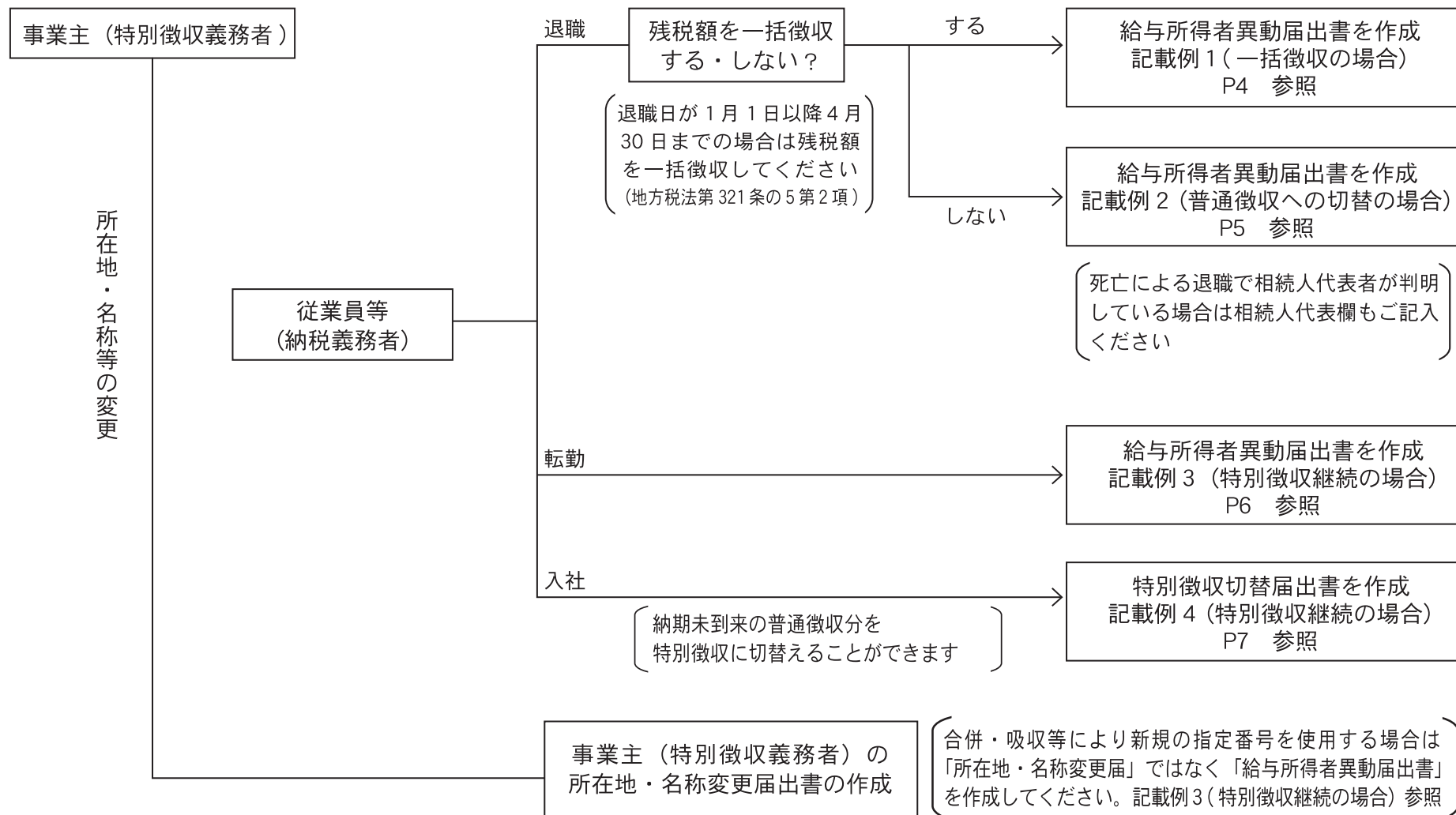
◎特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後に、その特別徴収税額に誤りがあったり、またはこれを変更する必要が生じたときは、『特別徴収税額変更通知書』を送付しますので、その通知書受理後からは変更された月割額により徴収してください。なお、『特別徴収税額変更通知書』は異動届出書を当町で処理した翌月に送付いたします。

◎その他

特別徴収の事務手続等について、ご不明な点等がありましたら、町ホームページに掲載しております『個人住民税 特別徴収の事務手引き』をご覧ください。

異動が生じた場合の手続きについて



【記載例 1】（一括徴収の場合）

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書														年 度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度						
芝山町長殿 令和 年 月 日提出			〔 給与支払者 〕 〔 特別徴収義務者 〕	所 在 地	〒〇〇〇－〇〇〇〇 千葉県〇〇市(町) 〇〇 1 番地										特別徴収義務者 指 定 番 号		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			※市町村ごとに 異なります。		
				フリガナ												宛 名 番 号		5				
				氏名又は名称		株式会社 〇〇〇〇										担連 当 格 者 先	所 属	人事課				
				個人番号 又は法人番号																	氏 名	〇〇 〇〇〇
														〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇 内線 ()								
給 与 所 得 者	フリガナ	〇〇〇 〇〇〇〇			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由					(エ) 異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法								
	氏 名	〇〇 〇〇																				
	生年月日	昭和55年5月6日																				
	個人番号																					
	受給者番号				120,000 円	6 月 から 10 月 まで 円	11 月 から 5 月 まで 円	〇〇 年 10 月 31 日	1 右から 番号を 記入	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 支払少額 7. 不定期 8. 合併・解散 9. その他 〔 事由・理由 〕					2 右から 番号を 記入	1. 特 別 徴 収 継 続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本 人 納 付)						
	1月1日 現在の住所	千葉県△△市(町)△△ 2 番地																				
異動後の 住 所	同上																					

1. 特別徴収継続の場合																								
新しい勤務先 （特別徴収義務者）	特別徴収義務者 指 定 番 号		個人番号又は 法 人 番 号																新しい勤務先へは、月割額_____円を					
	所 在 地				担 当 者 連 絡 先	所 属													月分（翌月10日納入期限分）から					
	フリガナ					氏 名													徴収し、納入するよう連絡済みです。					
	氏名又は名称					電 話	内線（ ）												受 給 者 番 号		納入書の要否 （新規の場合のみ記載）		右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合			
理由	2 右から 番号を 記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日
			徴収予定額 (上記(ウ)と同額)
			11 月 25 日 70,000 円

左記の一括徴収した税額は、

11

 月分(翌月10日納入期限分)で
 納入します。

【提出先】 〒289-1692 千葉県山武郡芝山町小池 992番地 芝山町役場 町民税務課課税係

※コピーしてお使いください。

注意事項

1. 給与と支払報告に係る給与所得者異動届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
2. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
3. (エ)「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、下記の要領により記載してください。
- (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
- (2) 退職後、5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。
- 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- (※1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。)
- (3) 1)又は2)に該当しない場合には、枠内に「3」を記入してください。

【記載例2】（普通徴収へ切り替える場合）

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

														年 度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度									
芝山町長殿 令和 年 月 日提出				〔 給与支払者 〕 〔 特別徴収義務者 〕	所 在 地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県〇〇市（町）〇〇 1 番地								特別徴収義務者 指 定 番 号		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		※市町村ごとに 異なります							
					フリガナ									宛 名 番 号		5									
					氏名又は名称	株式会社 〇〇〇〇								担連 当 絡 者 先	所 属	人事課									
					個人番号 又は法人番号														氏 名	〇〇 〇〇〇					
																							電 話	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 内線（ ）	
給 与 所 得 者	フリガナ	〇〇〇 〇〇〇〇				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由				(エ) 異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法											
	氏 名	〇〇 〇〇																							
	生年月日	昭和55年5月6日																							
	個人番号																								
	受給者番号																								
	1月1日 現在の住所	千葉県△△市(町)△△ 2 番地																							
異動後の 住 所	同上				120,000 円	6 月から 10 月まで 50,000 円	11 月から 5 月まで 70,000 円	〇〇 年 10 月 31 日	1 右から 番号を 記入	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 5. 死亡 6. 支払少額 8. 合併・解散 9. その他 [事由・理由]	4. 長期欠勤 7. 不定期	3 右から 番号を 記入	1. 特 別 徴 収 継 続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本 人 納 付)												

1. 特別徴収継続の場合														新しい勤務先へは、月割額_____円を ____月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 受 給 者 番 号 _____ 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) ☐ 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要										
（ 新 し い 徴 収 義 務 者 先 ）	特別徴収義務者 指 定 番 号	※新規事業者の場合は記入不要						個人番号又は 法 人 番 号																
	所 在 地							担 当 者 連 絡 先	所 属															
	フリガナ								氏 名															
	氏名又は名称								電 話	内線（ ）														

2. 一括徴収の場合														左記の一括徴収した税額は、 ____月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。					
理 由	☐ 右から 番号を 記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため						徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)										
								月 日	円										

【提出先】 〒289-1692 千葉県山武郡芝山町小池 992番地 芝山町役場 町民税務課課税係

※コピーしてお使いください。

注意事項

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
2. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
3. (エ)「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、下記の要領により記載してください。
- (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
- (2) 退職後、5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。
- 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- （※1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）
- (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」を記入してください。

【記載例3】（特別徴収継続の場合）

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

												年 度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度										
芝山町長殿 令和 年 月 日提出				〔 給与支払者 〕 〔 特別徴収 義務者 〕	所 在 地		〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県〇〇市（町）〇〇 1 番地										特別徴収義務者 指 定 番 号		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			※市町村ごとに 異なります		
					フリガナ												宛 名 番 号		5					
					氏名又は名称		株式会社 〇〇〇〇										担連 当 絡 者 先	所 属		人事課				
					個人番号 又は法人番号													氏 名		〇〇 〇〇〇				
																		電話		〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 内線（ ）				
給 与 所 得 者	フリガナ		〇〇〇 〇〇〇〇				(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由					(エ) 異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法				
	氏 名		〇〇 〇〇																					
	生年月日		昭和55年5月6日																					
	個人番号																							
	受給者番号						120,000 円		6 月 から 10 月 まで		11 月 から 5 月 まで		〇〇 年 10 月 31 日		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 支払少額 7. 不定期 8. 合併・解散 9. その他 〔 事由・理由 〕					1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本 人 納 付)				
	1月1日 現在の住所		千葉県△△市(町)△△ 2 番地																					
異動後の 住 所		同上																						

1. 特別徴収継続の場合																													
（ 新 し い 勤 務 先 ）	特別徴収義務者 指 定 番 号		※新規事業者の場合は記入不要						個人番号又は 法 人 番 号																		新しい勤務先へは、月割額 10,000 円を		
	所 在 地		〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県□□市（町）□□ 3 番地						担 当 者 連 絡 先	所 属		人事係										11 月分（翌月10日納入期限分）から							
	フリガナ									氏 名		〇〇〇 〇〇〇										徴収し、納入するよう連絡済みです。							
	氏名又は名称		株式会社 〇〇〇〇							電 話		0479-〇〇-〇〇〇〇 内線（ ）										受 給 者 番 号							
																										納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		1 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合																					
理 由	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。														
			月 日		円																

【提出先】 〒289-1692 千葉県山武郡芝山町小池 992番地 芝山町役場 町民税務課課税係 ※コピーしてお使いください。

注意事項

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
2. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
3. (エ)「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、下記の要領により記載してください。
- (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
- (2) 退職後、5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。
- 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- （※1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）
- (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」を記入してください。

特別徴収切替届出(依頼)書														市町村使用欄						
〇〇年 9月 1日 提出 (宛先) 芝山町長			給与 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 〇〇〇 — 〇〇〇〇 千葉県〇〇市〇〇1番地										特別徴収義務者 指 定 番 号		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		※市町村ごとに異なります	
				フリガナ	カブシキカイシャ 〇〇〇〇												新規の場合、納入書 (要 ・ 不要)			
				名 称 (氏 名)	株式会社 〇〇〇〇										担当者 連絡先	係	人事係			
				代表者の 職氏名印	代表取締役 〇〇 〇〇											氏名	〇〇 〇〇			
				法人番号	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇	電話
給与 所得者	フリガナ	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇										旧 姓	普通徴収 切 替 期 別		期別を○で囲んでください。 〔 1 ・ 2 ・ ③ ・ 4 〕 期 以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。					
	氏 名	〇〇 〇〇																		
	生 年 月 日	昭和 ・ 平成 34 年 5 月 6 日																		
	1月1日現在の住所	〒 〇〇〇 — 〇〇〇〇 千葉県〇〇町〇〇2番地										特別徴収 開始予定月	10月分 (11 月 10 日納期分) から 特別徴収を開始します。							
	現在の住所	〒 — ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。										届 出 理 由	① 入社 2. その他 ()							
											月 割 額 の 連 絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。								

【添付書類】

1. 普通徴収の納付書（二重納付防止のため、残りの納付書（納期未到来分）を添付してください。）
※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※ 普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください（市町村ごとに通知の発送期日が異なるため）。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【提出先】 〒289-1692 千葉県山武郡芝山町小池992番地 芝山町役場 町民税務課 課税係

※コピーしてお使いください。

納入書の取り扱いについて

特別徴収の納入書につきましては、OCR（光学文字読取装置）により数字を読み取りますので、次の点にご留意のうえお取り扱いください。

納入書には税額を印字してありますので、納入税額に変更がない場合、何も記入しないで納入してください。

変更がある場合のみ（退職・転勤・税額変更等）印字されている納入金額を二重線で消し、正しい納入税額を記入してください。

なお、実際の納入にあたっては次のようにお取り扱いください。

《納入済通知書の文字の書き方について》

(1) 記入文字の字体については、次のように記入してください。

○字体例…

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

○記入の際はワクからはみ出さないようにしてください。

○¥、金…等は記入しないでください。

(2) 納入済通知書は、折ったり、破ったり、汚したり、ホッチキス止めなどしないようにお取り扱いください。

《記入例 1》

退職・転勤・税額変更等で、給与分の支払額を変更する場合

千葉県芝山町 個人町民税 納入済通知書 ㊤																	
市区町村コード					口座番号					加入者名							
1	2	4	0	9	5	00	100	—	2	—	960	463	芝山町会計管理者				
○○ × × 年 △ △ 月分 指定番号										納入金額(1) 152,000円							
1 2 4 0 9 5										給与分 (一括徴収分を含む) 1 0 6 5 0 0							
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。										退職所得分							
										延滞金							
納期限 ○○×年×月10日										合計額							
取りまとめ店 ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター (〒330-9794)										(特別徴収義務者) 住 所 〒 又は 所在地 氏 名 又は 名 称							

納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

上記のとおり通知します。

《記入例 2》

退職所得に対する町民税・県民税を支払うが、給与分には変更がない場合。

千葉県芝山町 個人町民税 納入済通知書㊦

市区町村コード				口 座 番 号				加 入 者 名					
1	2	4	0	9	5	00100-2-960463				芝山町会計管理者			
〇〇××年△△月分				納入金額(1)									
指 定 番 号				1 2 3 4 5 6				152,000円					
1 2 4 0 9 5				給与分 (一括徴収分を含む)				億 千 百 十 万 千 百 十 円					
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。				納 入 金 額				退 職 所得分					
				延滞金									
				額									
納期限 〇〇×年×月10日				(2)				合計額					
取 り ま と め 店				ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター (〒330-9794)									
領 収 日 付 印				(特別徴収義務者) 住 所 〒 又は 所在地 氏 名 又は 名 称									

上記のとおり通知します。

《記入例 3》

退職所得に対する町民税・県民税を支払い、かつ給与分の支払額を変更する場合。

千葉県芝山町 個人町民税 納入済通知書㊦

市区町村コード				口 座 番 号				加 入 者 名					
1	2	4	0	9	5	00100-2-960463				芝山町会計管理者			
〇〇××年△△月分				納入金額(1)									
指 定 番 号				1 2 3 4 5 6				152,000円					
1 2 4 0 9 5				給与分 (一括徴収分を含む)				億 千 百 十 万 千 百 十 円					
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。				納 入 金 額				退 職 所得分					
				延滞金									
				額									
納期限 〇〇×年×月10日				(2)				合計額					
取 り ま と め 店				ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター (〒330-9794)									
領 収 日 付 印				(特別徴収義務者) 住 所 〒 又は 所在地 氏 名 又は 名 称									

上記のとおり通知します。

退職所得に対する町民税・県民税を支払う場合、納入済通知書裏面の「町民税・県民税納入申告書」を必ず記入してください。

《記入例 4》

退職所得に対する町民税・県民税のみ支払う場合。

千葉県芝山町
個人住民税
納入済通知書 ㊤

市区町村コード						口 座 番 号						加 入 者 名											
1	2	4	0	9	5	00100-2-960463						芝山町会計管理者											
〇〇××年△△月分						納入金額(1)																	
指 定 番 号						1	2	3	4	5	6	152,000円											
124095						納入金額	給与分 (一括徴収分を含む)		億 千 百 十 万 千 百 十 円														
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。							退職所得分		320,500														
納期限 〇〇×年×月10日							延滞金																
取りまとめ店 ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター (〒330-9794)							合計額		320,500														
領収日付印						(特別徴収義務者) 住 所 〒 又は 所在地 氏 名 又は 名 称																	

上記のとおり通知します。

納入済通知書の納入金額欄に〒記号は記入しないでください。

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

															年 度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度							
芝山町長殿 令和 年 月 日提出					〔 特別徴収 給与支払者 〕		所 在 地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号				※市町村ごとに 異なります	
							フリガナ												宛 名 番 号					
					氏名又は名称												担 連 当 絡 者 先		所 属					
					個人番号 又は法人番号																	←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載	氏 名	
																		電 話		内線（ ）				
給 与 所 得 者	フリガナ						(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由				(エ) 異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法					
	氏 名																							
	生年月日		年 月 日																					
	個人番号																							
	受給者番号						月から 月まで		月から 月まで		年 月 日		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 5. 死亡 6. 支払少額 8. 合併・解散 9. その他 事由・理由		1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本 人 納 付)									
	1月1日 現在の住所																							
	異動後の 住 所		円																					

1. 特別徴収継続の場合															新しい勤務先へは、月割額_____円を ____月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 受 給 者 番 号 _____ 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) ☐ 1. 必要 2. 不要																	
(新しい 特別徴収 勤務先)	特別徴収義務者 指 定 番 号		※新規事業者の場合は記入不要						個人番号又は 法 人 番 号																							
	所 在 地		〒						担 当 者 連 絡 先	所 属																						
	フリガナ									氏 名																						
氏名又は名称								電 話		内線（ ）																						

2. 一括徴収の場合															左記の一括徴収した税額は、 ____月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。										
理 由	☐	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)											
		2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										月 日		円											

【提出先】 〒289-1692 千葉県山武郡芝山町小池 992番地 芝山町役場 町民税務課課税係 ※コピーしてお使いください。

注意事項

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
2. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
3. (エ)「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、下記の要領により記載してください。
- (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
- (2) 退職後、5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。
- 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- (※1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。)
- (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」を記入してください。

特別徴収切替届出(依頼)書

市町村使用欄						
____年____月____日 提出 (宛先) 芝山町長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住 所)	〒 _____	特別徴収義務者 指 定 番 号		※市町村ごと に異なります
		フリガナ			新規の場合、納入書 (要 ・ 不要)	
名 称 (氏 名)			担当者 連絡先	係		
代表者の 職氏名印				氏名		
法人番号			電話	_____		

給与 所得者	フリガナ		旧 姓		普通徴収 切 替 期 別	期別を○で囲んでください。 〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 〕 期 以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への 切替ができません。
	氏 名					
	生 年 月 日	昭 和 ・ 平 成 _____ 年 _____ 月 _____ 日			特別徴収 開始予定月	月 分 (_____ 月 _____ 日 納期分) から 特別徴収を開始します。
	1月1日現在 の 住 所	〒 _____ ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。				
	現在の住所	〒 _____ ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。			月 割 額 の 連 絡	必要な場合のみ記入してください。 _____ 月 _____ 日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。

【添付書類】

1. 普通徴収の納付書 (二重納付防止のため、残りの納付書(納期末到来分)を添付してください。)
※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※ 普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください(市町村ごとに通知の発送期日が異なるため)。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【提出先】 〒289-1692 千葉県山武郡芝山町小池992番地 芝山町役場 町民税務課 課税係 ※コピーしてお使いください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市町村使用欄

____年____月____日 提出 (宛先) 芝山町長	（ 給与特別徴収義務者 と支払者 ）	所在地 (住所)	〒 _____ ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。												特別徴収義務者 指 定 番 号			※市町村ごと に異なります
		名 称 (氏 名)													担当者 連絡先	係		
		代表者の 職氏名印														氏名		
		法人番号															電話	— —

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。

◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日	年 月 日
-------	-------

事 項	変 更 前 (旧)	※ 変更項目のみ記入してください。	変 更 後 (新)	※ 変更項目のみ記入してください。
フリガナ				
所 在 地 (送 付 先)	〒 _____		〒 _____	
フリガナ				
名 称				
電 話 番 号	— — (内線)		— — (内線)	
変 更 理 由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他()			

統合・合併・分割後の 指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。												統合・合併・分割される 事業所	所 在 地	〒 _____																								
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。													フリガナ																									
														名 称																									
														電話番号	— — (内線)																								
														法人番号																									
												指定番号													※市町村ごと に異なります	特別徴収義務者 指定番号													※市町村ごと に異なります

【提出先】 〒289-1692 千葉県山武郡芝山町小池992番地 芝山町役場 町民税務課 課税係 ※コピーしてお使いください。

B

(この用紙は控ですから貴社(所)で保存してください。)

④ 指 定 通 知 書

郡 市 町 村

ゆうちょ銀行
郵便局

上記郵便局を、芝 山 町の町民税・県民税・
森林環境税特別徴収の納入取扱店・局に指定しました
ので、同封の納入通知書により納入してください。

年 月 日

芝 山 町 長



※ お 願 い

郵便局名欄に貴社(所)の納入に便利なゆうちょ銀行・郵便局
名を記入(A・Bとも)のうえ、指定通知書(Aの用紙)をその
郵便局へ第1回分の払込時に必ず提出してください。

特別徴収
義務者名

指定
番号

A

指 定 通 知 書

郡 市 町 村

ゆうちょ銀行 様
郵便局 様

貴店・局を地方税法第321条の5第4項の規定に
基づいて、芝 山 町の町民税・県民税・森林環
境税特別徴収税額の取扱ゆうちょ銀行・郵便局に
指定しましたので通知します。

年 月 日

芝 山 町 長



1. 認 可 番 号 東業二第1523号
1. 口 座 番 号 00100-2-960463
1. 加入者の名称 芝山町会計管理者
1. 取りまとめ店 ゆうちょ銀行東京貯金事務センター